

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年6月27日答申分

○答申の概要

| | |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 0件 |
| 国民年金関係 | 0件 |
| 厚生年金保険関係 | 0件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 0件 |

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1700001 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (国) 第 1700009 号

第 1 結論

昭和 56 年 4 月から昭和 60 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 4 月から昭和 60 年 3 月まで

私の国民年金加入手続は父親がしてくれたと思うが、私は昭和 62 年 3 月まで定職に就いていなかったため、加入当初からの国民年金保険料 (約 25 万円) は納付していなかった。このため、A 町役場の職員二人が、度々、納付勧奨に自宅を訪れるようになり、これを見かねた父親が、ある日、「役場で未納となっていた保険料を一括して納めてきたから。」と言って、白色 (縦 10 cm、横 5 cm ほど) の領収書数十枚の束を渡された。

この領収書は、父親に迷惑を掛けた気まずさと、早く忘れたいとの思いから捨ててしまった。

その後の保険料は、母親が納付してくれていたが、母親の遺品の中から昭和 60 年度と昭和 61 年度の領収書が出てきたので、父親からもらった領収書の束は、昭和 59 年度以前の請求期間に係るものと確信している。調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金受付処理簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 6 月頃に A 町で払い出されている。請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、この際、昭和 56 年 4 月に国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものと推認される。オンライン記録によると、以降、請求者は、昭和 62 年 3 月に厚生年金保険被保険者資格を取得するまで、国民年金被保険者であったことが確認でき、父親は、請求期間の保険料を納付することが可能であった。

また、A町は、請求期間当時、保険料の未納があった場合は、過年度保険料を含めて納付勧奨を行っていた旨回答しており、請求者の陳述のとおり、当時、A町役場職員が請求期間の保険料納付勧奨のために請求者宅を訪問していたものと推察される。

しかしながら、請求者は、父親がA町役場で未納となっていた請求期間の保険料を一括して納め、その領収書の束を渡された旨陳述している。父親が請求期間の保険料を一括して納付することが可能であったのは、制度上、昭和58年5月から同年7月までの間に、i) 2年の時効が成立していない昭和56年4月から昭和58年3月までの保険料を過年度納付する、ii) 昭和58年5月25日付け社会保険庁告示第10号に基づき、昭和60年3月までの保険料を前納する、iii) 残余の期間の保険料を現年度納付する場合に限られたところ、請求者は、請求期間の保険料納付に直接関与しておらず、父親から領収書の束を渡された時期も明確に記憶していない上、請求期間の保険料を納付したとする父親は、既に亡くなっており、当時の状況を確認することができないため、父親が昭和58年5月から同年7月までの間に請求期間の保険料を一括して納付したと推認する事情を見いだすことができない。

また、請求者の陳述のとおり、父親がA町役場で請求期間の保険料を一括納付したとすると、上述のとおり過年度保険料を含めて、A町役場で納付したことになる。しかし、A町及び日本年金機構とも、請求期間当時、A町は過年度保険料を取り扱っていなかった旨回答しているほか、A町は、請求期間当時、役場内に金融機関が所在していたが、当該金融機関窓口でも過年度保険料は取り扱っていなかった旨回答していることから、父親がA町役場で過年度保険料を含めて請求期間の保険料を一括して納付したと推認することができない。

さらに、前納保険料及び現年度保険料については、A町役場で納付することは可能であったが、i) 父親が、昭和58年5月から同年7月までの間に前納保険料を納付したとすると、「社会保険業務の新しい事務処理方式の実施に伴う国民年金被保険者記録の進達及び国民年金被保険者台帳の整備について（通知）」（昭和58年7月27日付け庁業発第38号）に基づき、請求者に係る特殊台帳（マイクロフィルム）が作成されているところ、紙台帳検索システムに請求者に係る特殊台帳は見当たらないこと、ii) 請求者は、父親から渡された請求期間の保険料の領収書は白地で縦10cm、横5cm程度の大きさであったと思うと陳述しているところ、A町は、請求期間当時のA町の現年度保険料に係る納付書（領収書）は、請求者が記憶する形状とは異なる旨回答していることから、請求期間の保険料の一部を前納保険料及び現年度保険料として納付したと推認する事情を見いだすことができない。

加えて、A町の請求者に係る国民年金被保険者名簿においても、請求期間は未納と記録されており、請求期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

このほか、父親が、請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情

も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。